

○高松市自転車等の適正な利用に関する条例施行規則

平成元年3月29日規則第9号

改正

平成6年9月28日規則第41号

平成8年11月22日規則第38号

平成10年3月26日規則第21号

平成11年1月28日規則第1号

平成14年3月25日規則第22号

平成17年3月31日規則第21号

平成19年3月30日規則第21号

平成20年3月31日規則第26号

平成24年3月27日規則第25号

平成24年3月31日規則第32号

高松市自転車等の適正な利用に関する条例施行規則

高松市自転車の適正な利用に関する条例施行規則（昭和57年高松市規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、高松市自転車等の適正な利用に関する条例（昭和57年高松市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（自転車等駐車場の表示）

第3条 条例第8条から第9条の2までの規定により設置した自転車等駐車場については、条例の規定に基づく自転車等駐車場である旨を表示しなければならない。

第4条 削除

（放置自転車等の整理区域および禁止区域）

第5条 市長は、条例第10条第1項の規定により放置自転車等の整理区域および禁止区域を定めるときは、直ちに告示しなければならない。

（放置期間等）

第6条 条例第11条第1項に規定する「相当な期間」とは、2日以上をいう。

2 条例第11条第2項に規定する「相当な時間」とは、2時間以上をいう。

3 条例第11条第3項に規定する「相当な期間」とは、7日以上をいう。

(費用の額)

第7条 条例第11条第4項に規定する費用の額は、自転車1台につき1,500円、原動機付自転車1台につき2,500円とする。

(告示)

第8条 条例第12条第1項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 移送理由
- (2) 移送年月日
- (3) 放置場所
- (4) 移送自転車等の台数
- (5) 保管および返還を行う場所
- (6) 保管期間
- (7) その他市長が必要と認める事項

(措置命令)

第9条 条例第14条の規定による自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するための措置命令は、措置命令書(別記様式)により行うものとする。

(協議会の委員)

第10条 条例第15条に規定する高松市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 鉄道事業者の社員
- (4) 香川県警察本部の職員
- (5) 道路を管理する行政機関の職員

2 前項第3号から第5号までに掲げる者から委嘱された委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

(協議会の組織)

第11条 協議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の幹事会)

第13条 会長は、協議会の事務を補佐させるため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織および運営については、会長が定める。

(協議会の庶務)

第14条 協議会の庶務は、都市整備局まちなか再生課において行う。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、この規則の施行の日以後に移送し、保管する自転車等から適用し、同日前に移送し、保管した自転車については、なお従前の例による。

(高松市出納員規則の一部改正)

- 3 高松市出納員規則（昭和29年高松市規則第11号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成6年9月28日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年11月22日規則第38号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に同表に規定する用途区分に該当する施設の

新築または増築の建築確認申請をしたものから適用し、同日前に当該施設の新築または増築の建築確認申請をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成10年 3 月26日規則第21号）

- 1 この規則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後に開催する最初の協議会の会議は、改正後の第12条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成11年 1 月28日規則第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月25日規則第22号）

この規則は、平成14年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第21号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日規則第21号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第26号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月27日規則第25号）

この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月31日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
（辞令を発せられない職員の配置換え）
- 2 この規則の施行の際別に辞令を発せられないときは、現に市民政策部企画課企画担当課長補佐、企画員および主査を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局政策課企画担当課長補佐、企画員および主査を、現に市民政策部交通政策課総務係長および主査を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局コンパクト・エコシティ推進部交通政策課総務係長および主査を、現に市民政策部交通政策課交通安全対策室長を命ぜられている者は、市民政策局地域政策課交通安全対策室長を、

現に市民政策部交通政策課主任主事を命ぜられている者は、市民政策局地域政策課主任主事を、現に市民政策部地域政策課主幹兼地域政策課市民協働推進室長および地域政策課長補佐を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局地域政策課主幹兼地域政策課市民協働推進室長および地域政策課長補佐を、現に市民政策部地域政策課地域振興係長、副主幹兼消費生活係長、副主幹、主査、主任主事および主事を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局地域政策課地域振興係長、副主幹兼消費生活係長、副主幹、主査、主任主事および主事を、現に市民政策部市民やすらぎ課長補佐を命ぜられている者は、市民政策局市民やすらぎ課長補佐を、現に市民政策部市民やすらぎ課副主幹兼墓園係長、主任主事、主任技師および技師を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民やすらぎ課副主幹兼墓園係長、主任主事、主任技師および技師を、現に市民政策部市民課長および市民課長補佐市民サービスセンター所長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民課長および市民課長補佐市民サービスセンター所長事務取扱を、現に市民政策部市民課副主幹兼管理係長、戸籍係長、副主幹兼住民係長、副主幹兼証明係長、副主幹兼国民年金係長、副主幹、主査、主任主事および主事を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局市民課副主幹兼管理係長、戸籍係長、副主幹兼住民係長、副主幹兼証明係長、副主幹兼国民年金係長、副主幹、主査、主任主事および主事を、現に市民政策部人権啓発課長を命ぜられている者は、市民政策局人権啓発課長を、現に市民政策部人権啓発課副主幹、主査、主任主事および主任技師を命ぜられている者は、それぞれ市民政策局人権啓発課副主幹、主査、主任主事および主任技師を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局国際文化振興課副主幹兼文化振興係長、主任主事および主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化芸術振興課副主幹兼文化振興係長、主任主事および主事を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課長補佐を命ぜられている者は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課長補佐を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課副主幹兼スポーツ係長、主査、主任主事および主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課副主幹兼スポーツ係長、主査、主任主事および主事を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課主幹美術課長補佐事務取扱を命ぜられている者は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部美術館美術課主幹美術課長補佐事務取扱を、現に市民政策部国際文化・スポーツ局美術館美術課副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼塩江美術館業務係長、主査および主任主事を命ぜられている者は、それぞれ創造都市推進局文化・観光・スポーツ部美術館美術課副主幹兼業務第一係長、業務第二係長、副主幹兼塩江美術館業務係長、主査および主任主事を、現に総務部秘書課主査および主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局秘書課主査および主事を、現

に総務部総務課長および総務課情報公開室長を命ぜられている者は、それぞれ総務局総務課長および総務課情報公開室長を、現に総務部総務課行政係長，副主幹，主査，主任主事，主任技師および主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局総務課行政係長，副主幹，主査，主任主事，主任技師および主事を，現に総務部人事課長補佐および人事課行政改革推進室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ総務局人事課長補佐および人事課行政改革推進室長補佐を，総務部人事課人材育成係長，給与係長，職員厚生係長，副主幹兼行政改革推進室行政推進係長，保健師長，主査，主任主事および主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局人事課人材育成係長，給与係長，職員厚生係長，副主幹兼行政改革推進室行政推進係長，保健師長，主査，主任主事および主事を，現に総務部危機管理課副主幹（防災対策担当）を命ぜられている者は、総務局危機管理課副主幹（防災対策担当）を命ぜられたものとし，現に総務部危機管理課主査を命ぜられている者は、総務局危機管理課主査を，現に総務部情報政策課副主幹兼情報化推進係長，主査，主任主事および主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局情報政策課副主幹兼情報化推進係長，主査，主任主事および主事を，現に総務部広聴広報課主査，主任主事および主事を命ぜられている者は、それぞれ総務局広聴広報課主査，主任主事および主事を，現に財務部財政課長補佐を命ぜられている者は、財政局財政課長補佐を，現に財務部財政課主計員を命ぜられている者は、財政局財政課主計員を，現に財務部契約監理課長補佐を命ぜられている者は、財政局契約監理課長補佐を，現に財務部契約監理課検査担当課長補佐，副主幹兼契約政策係長，工事契約係長，副主幹兼物品契約係長，主査および主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局契約監理課検査担当課長補佐，副主幹兼契約政策係長，工事契約係長，副主幹兼物品契約係長，主査および主事を，現に財務部財産活用課長補佐守衛係長事務取扱を命ぜられている者は、財政局財産活用課長補佐守衛係長事務取扱を，現に財務部財産活用課副主幹兼自動車管理係長，副主幹兼車庫長，副主幹，主査，主任主事，主任技師および主任守衛を命ぜられている者は、それぞれ財政局財産活用課副主幹兼自動車管理係長，副主幹兼車庫長，副主幹，主査，主任主事，主任技師および主任守衛を，現に財務部納税課債権回収室長，納税課長補佐および納税課債権回収室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部納税課債権回収室長，納税課長補佐および納税課債権回収室長補佐を，現に財務部納税課税制係長，副主幹兼納税推進係長，特別滞納整理係長，副主幹，主査，主任主事および主事を命ぜられている者は、それぞれ財政局税務部納税課税制係長，副主幹兼納税推進係長，特別滞納整理係長，副主幹，主査，主任主事および主事を，現に財務部市民税課長補佐を命ぜられている者は、財政局税務部市民税課長補佐を，現に財務部市民税課副主幹兼市民税第一係長，副主幹兼市民税第三係長，副主幹兼法人係長，副主幹，主査，主任主事および主事を命ぜられて

いる者は、それぞれ財政局税務部市民税課副主幹兼市民税第一係長，副主幹兼市民税第三係長，副主幹兼法人係長，副主幹，主査，主任主事および主事を，現に財務部資産税課長補佐を命ぜられている者は，財政局税務部資産税課長補佐を，現に財務部資産税課副主幹兼土地係長，副主幹兼管理係長，副主幹兼償却資産係長，副主幹，主査，主任主事および主事を命ぜられている者は，それぞれ財政局税務部資産税課副主幹兼土地係長，副主幹兼管理係長，副主幹兼償却資産係長，副主幹，主査，主任主事および主事を，現に健康福祉部健康福祉総務課長補佐および健康福祉総務課長補佐総務係長事務取扱を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局健康福祉総務課長補佐および健康福祉総務課長補佐総務係長事務取扱を，現に健康福祉部健康福祉総務課副主幹，主査，主任主事および主事を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局健康福祉総務課副主幹，主査，主任主事および主事を，現に健康福祉部介護保険課長補佐を命ぜられている者は，健康福祉局介護保険課長補佐を，現に健康福祉部介護保険課副主幹兼管理係長，副主幹兼資格賦課係長，副主幹兼相談指導係長，副主幹，主査，主任主事および主事を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局介護保険課副主幹兼管理係長，副主幹兼資格賦課係長，副主幹兼相談指導係長，副主幹，主査，主任主事および主事を，現に健康福祉部国保・高齢者医療課長，国保・高齢者医療課主幹および国保・高齢者医療課長補佐管理係長事務取扱を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局国保・高齢者医療課長，国保・高齢者医療課主幹および国保・高齢者医療課長補佐管理係長事務取扱を，現に健康福祉部国保・高齢者医療課副主幹兼国保資格賦課係長，国保給付係長，副主幹，看護主任，主任主事および主事を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局国保・高齢者医療課副主幹兼国保資格賦課係長，国保給付係長，副主幹，看護主任，主任主事および主事を，現に健康福祉部福祉事務所障がい福祉課長補佐を命ぜられている者は，健康福祉局福祉事務所障がい福祉課長補佐を，現に健康福祉部福祉事務所障がい福祉課副主幹兼生活支援係長，副主幹兼医療係長，主査，主任主事，主任保健師および主事を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局福祉事務所障がい福祉課副主幹兼生活支援係長，副主幹兼医療係長，主査，主任主事，主任保健師および主事を，現に健康福祉部福祉事務所長寿福祉課長補佐を命ぜられている者は，健康福祉局福祉事務所長寿福祉課長補佐を，現に健康福祉部福祉事務所長寿福祉課施設福祉係長，主査，保健師長，主任主事，主任保健師および主事を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局福祉事務所長寿福祉課施設福祉係長，主査，保健師長，主任主事，主任保健師および主事を，現に健康福祉部福祉事務所生活福祉課長補佐を命ぜられている者は，健康福祉局福祉事務所生活福祉課長補佐を，現に健康福祉部福祉事務所生活福祉課管理係長，保護第一係長，副主幹兼保護第二係長，副主幹兼保護第四係長，保護第五係長，副主幹兼保護第六係長，相談支援係長，主査，主任主事および

主事を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局福祉事務所生活福祉課管理係長，保護第一係長，副主幹兼保護第二係長，副主幹兼保護第四係長，保護第五係長，副主幹兼保護第六係長，相談支援係長，主査，主任主事および主事を，現に健康福祉部こども未来局福祉事務所子育て支援課長補佐を命ぜられている者は，健康福祉局こども未来部福祉事務所子育て支援課長補佐を，現に健康福祉部こども未来局福祉事務所子育て支援課子育て企画係長，副主幹兼放課後支援係長，副主幹，保健師長，主査，主任主事および主事を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所子育て支援課子育て企画係長，副主幹兼放課後支援係長，副主幹，保健師長，主査，主任主事および主事を，現に健康福祉部こども未来局福祉事務所こども家庭課長，こども家庭課長補佐およびこども家庭課長補佐家庭支援係長事務取扱を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所こども家庭課長，こども家庭課長補佐およびこども家庭課長補佐家庭支援係長事務取扱を，現に健康福祉部こども未来局福祉事務所こども家庭課副主幹兼こども医療係長，主任主事および主事を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局こども未来部福祉事務所こども家庭課副主幹兼こども医療係長，主任主事および主事を，現に健康福祉部こども未来局こども園運営課長補佐を命ぜられている者は，健康福祉局こども未来部こども園運営課長補佐を，現に健康福祉部こども未来局こども園運営課施設係長，副主幹，主査，主任主事，主任栄養士，主事および保育士を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局こども未来部こども園運営課施設係長，副主幹，主査，主任主事，主任栄養士，主事および保育士を，現に健康福祉部こども未来局こども園運営課勤務を命ぜられている者は，健康福祉局こども未来部こども園運営課勤務を，現に健康福祉部保健所保健対策課感染症対策室長，保健対策課地域医療対策室長および保健対策課感染症対策室長補佐を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局保健所保健対策課感染症対策室長，保健対策課地域医療対策室長および保健対策課感染症対策室長補佐を，現に健康福祉部保健所保健対策課副主幹兼総務係長，副主幹兼医務係長，保健師長，主査，主任主事および主任保健師を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局保健所保健対策課副主幹兼総務係長，副主幹兼医務係長，保健師長，主査，主任主事および主任保健師を，現に健康福祉部保健所生活衛生課長，生活衛生課長補佐および生活衛生課食肉衛生検査所長を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局保健所生活衛生課長，生活衛生課長補佐および生活衛生課食肉衛生検査所長を，現に健康福祉部保健所生活衛生課環境衛生係長，食品衛生係長，薬事衛生係長，副主幹，主査，主任主事，主任技師，主任薬剤員，技師および薬剤員を命ぜられている者は，それぞれ健康福祉局保健所生活衛生課環境衛生係長，食品衛生係長，薬事衛生係長，副主幹，主査，主任主事，主任技師，主任薬剤員，技師および薬剤員を，現に健康福祉部保健所保健センター副センター長を命ぜ

られている者は、健康福祉局保健所保健センター副センター長を、現に健康福祉部保健所保健センター精神保健係長、栄養係長、保健師長、主査、主任主事、主任栄養士、主任保健師、主任看護師、主事、保健師および栄養士を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所保健センター精神保健係長、栄養係長、保健師長、主査、主任主事、主任栄養士、主任保健師、主任看護師、主事、保健師および栄養士を、現に健康福祉部保健所地域包括支援センター長および地域包括支援センター副センター長を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所地域包括支援センター長および地域包括支援センター副センター長を、現に健康福祉部保健所地域包括支援センター副主幹兼総務係長、包括支援係長、介護予防係長、保健師長、看護主任、主任主事、主任保健師、主任技師および保健師を命ぜられている者は、それぞれ健康福祉局保健所地域包括支援センター副主幹兼総務係長、包括支援係長、介護予防係長、保健師長、看護主任、主任主事、主任保健師、主任技師および保健師を、現に環境部環境総務課地球温暖化対策室長を命ぜられている者は、環境局環境総務課地球温暖化対策室長を、現に環境部環境総務課総務企画係長、主任主事および主事を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境総務課総務企画係長、主任主事および主事を、現に環境部環境保全推進課副主幹兼環境活動推進係長、副主幹兼資源循環係長、主査、主任主事および主事を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境保全推進課副主幹兼環境活動推進係長、副主幹兼資源循環係長、主査、主任主事および主事を、現に環境部環境指導課長、環境指導課長補佐および環境指導課適正処理対策室長補佐を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境指導課長、環境指導課長補佐および環境指導課適正処理対策室長補佐を、現に環境部環境指導課廃棄物指導係長、副主幹兼適正処理対策室適正指導係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師および技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境指導課廃棄物指導係長、副主幹兼適正処理対策室適正指導係長、副主幹、主査、主任主事、主任技師および技師を、現に環境部環境業務課長、環境業務課業務長および環境業務課業務長補佐を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境業務課長、環境業務課業務長および環境業務課業務長補佐を、現に環境部環境業務課副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹兼業務第三係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹兼戸別収集係長、副主幹、主査、主任技師、主事および技師を命ぜられている者は、それぞれ環境局環境業務課副主幹兼業務第一係長、副主幹兼業務第二係長、副主幹兼業務第三係長、副主幹兼業務第四係長、副主幹兼戸別収集係長、副主幹、主査、主任技師、主事および技師を、現に環境部南部クリーンセンター所長、南部クリーンセンター所長補佐および南部クリーンセンター所長補佐業務係長事務取扱を命ぜられている者は、それぞれ環境局南部クリーンセンター所長、南部クリーンセンター所長補佐および南部クリーンセンター所長補佐業務係長事務取扱を、現に環境部南部クリーン

任主事および主事を、現に産業経済部中央卸売市場業務課副主幹兼青果係長，副主幹兼花き係長，副主幹兼水産係長，副主幹，主査および主任主事を命ぜられている者は，それぞれ創造都市推進局産業経済部中央卸売市場業務課副主幹兼青果係長，副主幹兼花き係長，副主幹兼水産係長，副主幹，主査および主任主事を，現に都市整備部都市計画課土地区画整理室長を命ぜられている者は，都市整備局都市計画課土地区画整理室長を，現に都市整備部都市計画課工務係長，副主幹，主査，主任主事，主任技師および技師を命ぜられている者は，それぞれ都市整備局都市計画課工務係長，副主幹，主査，主任主事，主任技師および技師を，現に都市整備部道路課長補佐を命ぜられている者は，都市整備局道路課長補佐を，現に都市整備部道路課副主幹兼改良第二係長，副主幹，主査，主任主事，主任技師および技師を命ぜられている者は，都市整備局道路課副主幹兼改良第二係長，副主幹，主査，主任主事，主任技師および技師を，現に都市整備部河港課長補佐を命ぜられている者は，都市整備局河港課長補佐を，現に都市整備部河港課河川係長，副主幹，主査，主任技師および技師を命ぜられている者は，それぞれ都市整備局河港課河川係長，副主幹，主査，主任技師および技師を，現に都市整備部まちなか再生課長を命ぜられている者は，都市整備局まちなか再生課長を，現に都市整備部まちなか再生課副主幹，計画係長，主査および主任技師を命ぜられている者は，それぞれ都市整備局まちなか再生課副主幹，計画係長，主査および主任技師を，現に都市整備部建築指導課長，建築指導課主幹および建築指導課長補佐を命ぜられている者は，それぞれ都市整備局建築指導課長，建築指導課主幹および建築指導課長補佐を，現に都市整備部建築指導課副主幹兼建築審査第一係長，副主幹，主査，主任技師および技師を命ぜられている者は，それぞれ都市整備局建築指導課副主幹兼建築審査第一係長，副主幹，主査，主任技師および技師を，現に都市整備部公園緑地課副主幹兼維持係長，副主幹，主査，主任主事，主任技師および技師を命ぜられている者は，それぞれ都市整備局公園緑地課副主幹兼維持係長，副主幹，主査，主任主事，主任技師および技師を，現に都市整備部建築課主幹建築課長補佐事務取扱および建築課長補佐を命ぜられている者は，それぞれ都市整備局建築課主幹建築課長補佐事務取扱および建築課長補佐を，現に都市整備部建築課主査，主任技師および技師を命ぜられている者は，それぞれ都市整備局建築課主査，主任技師および技師を，現に都市整備部住宅課長補佐を命ぜられている者は，都市整備局住宅課長補佐を，現に都市整備部住宅課副主幹兼管理第一係長，建築営繕係長，主査，主任主事，主任技師，主事および技師を命ぜられている者は，それぞれ都市整備局住宅課副主幹兼管理第一係長，建築営繕係長，主査，主任主事，主任技師，主事および技師を命ぜられたものとする。

別記様式（第9条関係）